別表七の二の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が法第64条の5第1項から第4項まで《損益通算》の規定の適用を受ける場合(当該事業年度において生じた欠損金額のうちに法第64条の6 《損益通算の対象となる欠損金額の特例》の規定によりないものとされるものがある場合を含みます。) に記載します。
- 2 通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項 (更正の請求)の規定による更正の請求をする場合 (次に掲げる要件の全てに該当する場合を除きま す。)には、「通算対象欠損金額5」又は「通算対象 所得金額11」の欄には、法第74条第1項(確定申告) の規定による申告書(以下2において「当初申告書」 といいます。)に添付された別表七の二「5」又は「11」 の金額 (既に当該通算法人の法第64条の5第7項の 通算事業年度について次に掲げる要件の全てに該当 して修正申告書の提出又は更正がされていた場合 ((1)及び(2)において「既に修正申告等があった場合」 といいます。)には、当該修正申告書又は当該更正に 係る国税通則法第28条第2項(更正又は決定の手続 》に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの((1) 及び(2)において「直近修正申告書等」といいます。) に基づき「通算対象欠損金額5」又は「通算対象所得 金額11」の金額として計算される金額。(3)ハにおいて 同じです。)を記載します。
 - (1) 当該通算法人及び他の通算法人(当該事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限ります。(2)において同じです。)の全てについて、当初申告書に記載された別表四「52の①」の金額(既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき別表四「52の①」の金額として計算される金額)が 0 以下であること。
 - (2) 当該通算法人又は他の通算法人のいずれかについて、「通算前所得金額1」の金額が当初申告書に添付された別表七の二「1」の金額(既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「通算前所得金額1」の金額として計算される金

- 額)を超えること又は「通算前欠損金額6」の金額 が当初申告書に添付された別表七の二「6」の金額 (既に修正申告等があった場合には、直近修正申 告書等に基づき「通算前欠損金額6」の金額として 計算される金額)に満たないこと。
- (3) 次に掲げる欄にそれぞれ次に定める金額を記載 して計算した別表四「52の①」の金額が0を超える こと。
 - イ 別表四「8」の欄 措置法第61条の4第3項第 3号《交際費等の損金不算入》の規定の適用が あるものとした場合に別表十五「5」の金額とし て計算される金額
 - ロ 別表四「14」の欄 別表八(一)付表「19」の欄 が「非該当」であるものとした場合に別表八(一) 「5」の金額として計算される金額
 - ハ 別表四「41」の欄 当初申告書に添付された別 表七の二「5」又は「11」の金額
 - 二 別表四「42」の欄 法第64条の7第5項《欠損 金の通算》の規定の適用があるものとした場合 に別表七(二)付表一「23の計」の金額として計算 される金額
 - ホ 別表四「44」の欄 法第64条の7第5項の規定 の適用があるものとした場合に別表七(一)「4の 計」の金額として計算される金額及び別表七(四) 「10」の金額の合計額
 - へ 別表四付表「4」の欄 別表八(一)付表「19」 の欄が「非該当」であるものとした場合に同表「24」 の金額として計算される金額
- 3 「調整通算前欠損金額7」の欄の記載に当たっては、「12」から「14」までの各欄のいずれかに金額の記載がある場合には、「(6)又は」を消します。
- 4 「多額の償却費が生ずる事業年度である場合の通 算対象外欠損金額12」の欄は、当該事業年度が法第64 条の6第3項の規定により読み替えて適用する同条 第1項に規定する政令で定める事業年度に該当する 場合(6において「多額の償却費が生ずる事業年度で ある場合」といいます。)に記載します。この場合に

おいて、「制限対象額13」及び「特定資産譲渡等損失 額14」の各欄は、記載しません。

- 5 「制限対象額13」の欄は、別表四付表「9」の欄に 金額の記載がある場合に記載します。この場合にお いて、「制限対象額13」の欄の記載に当たっては、次 によります。
 - (1) 法第64条の8 ((通算法人の合併等があった場合の欠損金の損金算入)) の他の内国法人の合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度につき法第64条の6の規定を適用したならばないものとされる金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
 - (2) 法第64条の8の他の内国法人が残余財産が確定 した内国法人である場合において、当該他の内国 法人に株主等が2以上あるときは、(1)にかかわら ず、(1)の金額を当該他の内国法人の発行済株式又 は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又

- は出資を除きます。)の総数又は総額で除し、これ に当該通算法人の有する当該他の内国法人の株式 又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額を記 載します。
- 6 「適用期間において生ずる特定資産譲渡等損失額の計算の明細」の各欄は、法第64条の6第1項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当しない場合で、かつ、同項に規定する共同で事業を行う場合として政令で定める場合に該当しない場合に記載します。この場合において、多額の償却費が生ずる事業年度である場合には、「17」から「19」までの各欄は、記載しません。
- 7 「支配関係事業年度開始日における時価が帳簿価額を下回っていない資産の明細」の各欄は、通算法人が令第131条の8第3項(損益通算の対象となる欠損金額の特例)において準用する令第123条の8第2項第5号(特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入)の規定の適用を受ける場合に記載します。